

曾根崎交通安全協会
 曾根崎自家用自動車部会
 〒530-0027
 大阪市北区堂山町1-5
 三共梅田ビル6階611号室
 TEL (06) 6315 - 8505
 FAX (06) 6315 - 8506
 制作・印刷 (株)タップハウス

令和4年

春の全国交通安全運動

実施期間 令和4年4月6日(水)～同年4月15日(金)までの10日間

(運動の重点)

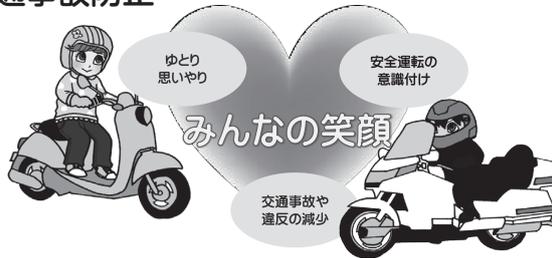
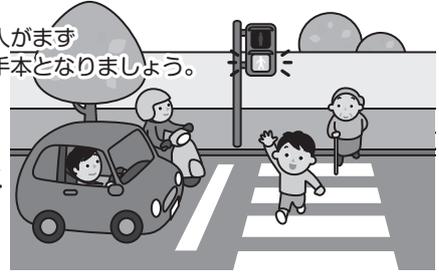
(全国重点)

- 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

(大阪重点)

- 二輪車の交通事故防止

●まわりの大人がまず
 子供たちの手本となりましょう。



スローガン

令和4年使用「交通安全年間スローガン」から選定
確認の甘さが苦い 事故を呼ぶ

- 自転車は危険な乗り方はやめましょう!
 自転車には、16歳以上の方が幼児用座席に6歳未満の幼児を1人だけ乗せることができます。幼児用座席を前後に付けた3人乗りは違反です。
 また、傘をさしたりハンドルに荷物などをかけると、バランスが悪く危険ですのでやめましょう。



自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

大人もヘルメットを着用しましょう



筆者の手記から読み取りますと、死亡ひき逃げ事件を起こし、数日後に逮捕され交通刑務所に服役している男性の不幸な人生の一コマです。

人生の大半を営業マンとして、社会貢献しながら家族を支え、幸せな家庭を築いてこられた大黒柱が、過ちで起こした交通事故の対応を、人として絶対許されない「逃げる行為」で、自らをはじめ多くの方々の幸せを壊し悔い改めても改めきれない人生を語っている手記です。

交通刑務所服役者の手記

「ルールの厳守」

自営業(63歳)

18歳で運転免許証を取り、30歳頃から55歳まで年間5万キロ以上を運転し、その後は、毎月10日ほど車を使っただけの営業という車中心の生活が続いておりました。その約40年間、速度超過や駐車違反の切符は何度か切られましたが、事故は1度もなく、自分は事故とは無縁だと、どこかに思い上がった気持ちがあったと思います。

平成〇〇年4月、月例の営業出張で最後の訪問先を夕方5時頃に辞して家路に向かいました。その当時、下の娘が家内の実家がある町の学校に進学し、家内も入学式に行って留守でした。夜の10時を少し回った頃でした。家まで残り数十キロの所で、突然私の車の直前にお婆さんが現れたのです。ブレーキを踏みましたが、車が減速するまでに大きな衝撃がありました。しかし、突然お婆さんが現れる訳はありません。私が注視していませんでした。

私は前年の2月に、出張先で運転を始めてから初めての人身事故を起こしておりました。保険会社の指示で一度お見舞いに行きましたが、事故そのものの重大さに正面から向き合うことなく終わらせてしまいました。

その事故は、行政処分です。免許の残り点数が5点で、免許停止短縮の講習会で言われた「人身事故などを起こせば、即取り消し」の言葉が頭に残っただけでした。負傷させた被害者のことなど思い出さずともほとんどなくなっていたのです。

事故の瞬間、一番先に頭をよぎったのは被害者のことではなく「免許がなくなる」「多くの人との約束が履行できない」と、全て自分の都合だけでした。

周囲は田んぼばかりの一本道で、対向車も後続車もなく真っ暗でした。テレビのひき逃げ犯捜査ドキュメント番組などで、どんな些細な遺留品からでも犯人を特定する警察の様子などから、逃げ切れる筈はないと分かっているが、警察への通報も救急車の要請もせず、その場を去ってしまいました。

家にも帰らず、誰にも事故のことは話さず、自分の頭の中だけで悶々としながら所用を片付ける日々が過ぎました。

やはり逃げ通せる筈はなく、私は逮捕され、連日取り調べを受けました。お婆さんが亡くなったのも、そのとき聞かされました。取り調官の方から話しの合間に言

われたのも、私の一人よがりな考え方についてでした。

結審までの間、保釈が認められました。すぐにご遺族に連絡を取りましたが、会いたくないとのことでした。

しかし、電話口で対応してくださった方からお墓の場所を教えていただきましたので、その日のうちにお参りさせていただいたのが、せめてもの償いだと思っております。その後、裁判所へ傍聴に来られたご遺族にお詫びの言葉をと近寄りましたが、罵声が返ってきただけでした。残念ですが、当然の報いです。そして懲役2年の刑を言い渡され、現在、市原刑務所で受刑生活を送っております。

私が他人様に意見を申し述べられる立場にないことは重々承知しておりますが、ここで学ばせていただいたことの一部を報告させていただきます。

毎日の生活の中で言われる言葉「ルールを守る」があります。どんな目的でそのルールが作られたかを理解し、

決められた通り実行し、できなければ自分で責任をとる訓練が、刑務所生活の目的と教わりました。ルールは色々あります。例えば、布団のたたみ方や積み重ね方まで決まっています。それが就寝の時間まで続きます。運動の時間と余暇の時間以外は、基本的に話をすることも禁止です。

こう書いてきますと、途方もなく厳しい感じがします。確かに厳しいのですが、当たり前前の生活と感じるようになると、言葉で書くほどの仰々しさは感じなくなり、素直にその生活の中に溶け込めていけるのです。

規則正しい生活を繰り返すことで、縛られていると感じていたルールが当たり前のことと受け止められるのです。

交通ルールも同じで、チョットとだから速度超過を、違法駐車を、と思う気持ちが重大事故に繋がり、取り返しのつかない結果を招いてしまいます。どんなルールも、決められたルールは決められるに至った理由があるのです。「ルールを遵守する」。そのことを胸に刻み、出所後も生活をしたと考えております。

私の場合、本件の事故も前年の事故も、年齢から来る体力の衰えが長時間運転の疲労を蓄積させたと考えられます。年齢は足し算しかありません。私は車の運転を止めます。

講習は
2時間!!

実技中心! マンツーマン指導による 自動車安全運動講習

安全運転術向上の
お手伝いを致します!

受講者の費用負担は通常料金の
半額 **6,000円**+消費税
で受講できます。
通常は 12,000円+消費税です。

一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会が、
講習費用の半額をサポートしております。
この機会にご自分の運転技術を見直し、より一層、
安全への意識を高めて、安心・快適な自動車ライフを
実現しましょう。

交通安全協会の会員様を対象とした交通事故防止対策の一環として府下の下記4ヶ所の自動車教習所(学校)で、教習車を(乗用)用いて実技中心のマンツーマンでの自動車運転講習を、本年度も4月1日から実施します。

費用は、一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会が講習費用の半額をサポートしてくれます。

詳細は、曾根崎交通安全協会又はホームページ(お知らせ)に掲出しています。

充実した内容と設備で安全運転をバックアップ!

大阪都島自動車学校
大阪市都島区都島中通 1-14-15

TEL : 06-6922-1131
FAX : 06-6921-5032



親切指導で楽しく教習

八尾柏原ドライビングスクール
八尾市志紀町南 4-211

TEL : 072-949-0001
FAX : 072-949-2900



アクティブな明日をめざそう。

岸和田自動車教習所
岸和田市磯上町 4-23-23

TEL : 072-439-1441
FAX : 072-439-4661



SAFETY DRIVING

大阪香里自動車教習所
寝屋川市木屋町 13-5

TEL : 072-831-0668
FAX : 072-834-0067



交通安全協会の法的役割等

交通安全対策基本法における、地区交通安全協会(曾根崎交通安全協会等)の位置付けは、同法22条第1項に基づき、昭和46年から5年毎に定められている「交通安全基本計画」文中には、

交通事故防止は、国・地方公共団体・関係民間団体及び国民一人ひとりが全力を挙げて取り組み強力で推進する必要がある。

と、交通事故防止と抑止活動への参加団体等が掲げられ、曾根崎交通安全協会は「関係民間団体」に含まれ、それぞれの団体が交通事故防止の役割を果たす必要があります。

交通安全基本計画による交通死亡事故の年間抑止目標は、 全国2,000人(令和7年度まで) 大阪115人(令和4年度)

交通安全基本計画とは

交通安全基本計画は「交通安全対策基本法」第16条(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)第22条第1項(交通安全基本計画の作成及び公表等)に根拠を持ち、昭和46年度から、同基本計画に基づき活動しています。

交通死亡事故に焦点をあてますと

1 基本法が制定された経緯

昭和46年度に交通安全対策基本法が制定された経緯は、昭和45年に1万6765人が道路交通死亡事故で死亡しています。

このような事から、国民の交通安全への関心は深刻で社会問題化され、総合的な抑止対策の必要性が生じました。

2 「交通戦争」とも形容された。

年間の交通死亡事故が多発し、日清戦争での死者

と交通事故で死亡した人数がほぼ同数であったことで「交通戦争」と言われていました。

3 交通安全基本計画による総合対策

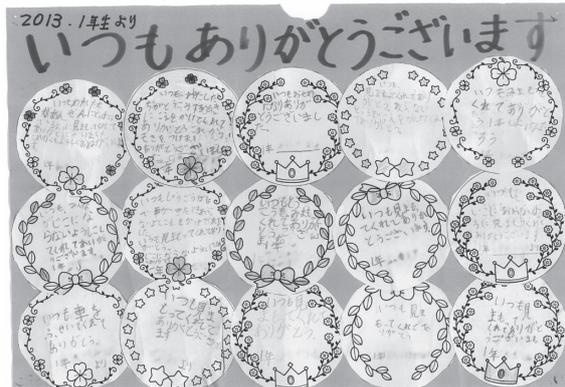
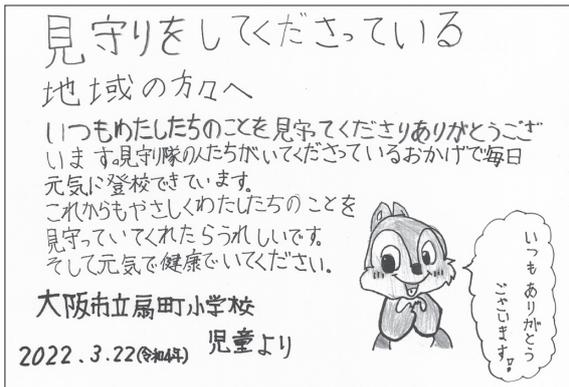
多発する交通死亡事故抑止の対策として、交通安全対策基本法が施行され、交通事故抑止のため政府が主導するかたちで、国、都道府県、市区町村も、5年毎に「交通安全基本計画」を策定することとなり、昭和56年を第1次とし、令和2年度までの第10次まで、50年間に亘り、あらゆる施策が講じられたのです。

4 現在の基本計画

現在は、令和3年度から7年度まで第11次となっています。

昨年は、50年間の成果が現れ、令和2年度の交通事故死者は2,839人と、統計を取り始めた昭和23年以降で最小となり、第11次の基本計画では世界一安全な国になるため、交通死亡事故死者数を2,000人に目標設定しています。

地域交通安全活動推進委員の 宇高道雄さん が小学児童から感謝状を贈られました。



平成25年(2013年)ごろから、大阪市北区内の、大阪市立扇町小学校の通学児童の交通事故防止のため、季節、天候に関係なく交通誘導にあっている「地域交通安全活動推進委員」が、本日(3月22日)通学児童から感謝状を贈られました。

学童誘導にあっていたのは「大阪環状線(府道)」の「中崎町1丁目交差点」で、非常に通行量の多い交差点で父兄や教職員からも交通誘導に感謝されています。

2013年には、児童から感謝の寄せ書きと、当時の校長から感謝状を贈呈されています。

地域交通安全活動推進委員とは、

- 1 道路交通法第108条の29第1項に、公安委員会が定める区域ごとに、その区域を管轄する警察署長が推薦した者のうちから、地域の交通状況についての知識を有する者で、
 - ① 人格・行動について社会的信望を有すること
 - ② 職務の遂行に必要な熱意と時間的余裕を有すること
 - ③ 生活が安定していること
 - ④ 健康で活動力を有すること



を同委員として委嘱する。
との定めがあります。

同条第4項には、同委員は「名誉職とする」とあり「無報酬」の特別職の地方公務員でもあります。

- 2 同条2項には、地域交通安全活動推進委員が行う活動内容が定められており、一例をあげますと、

- ① 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民に対する交通安全教育
- ② 交通弱者等の通行の安全を確保するための方法について、住民の理解を深めるための運動の推進
- ③ 適正な車両の駐車及び道路の使用法について住民の理解を深めるための運動の推進
- ④ 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、またはその活動を援助する活動

等々で地域に根付いた交通安全に活動を実施する委員です。

なお、曾根崎警察署管内には、同委員は11名(男7人・女4人)が大阪府公安委員会から委嘱され、地域の実情に応じた交通安全諸活動を推進しています。